

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

しまねに定着、回帰・流入するひとの流れづくりプロジェクト

2 地域再生計画の作成主体の名称

島根県、松江市、益田市、大田市、安来市及び雲南市並びに島根県仁多郡奥出雲町、邑智郡美郷町、鹿足郡吉賀町及び隠岐郡海士町

3 地域再生計画の区域

島根県の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

①社会減の構造的な課題

- ・ 県内に大学が少ないことから、15歳～24歳の年齢層の進学・就職による転出超過がある。
- ・ 若年層を中心とした人口流出に加え、少子高齢化も同時に進行しているのが要因で、地域運営の担い手不足に繋がり、地域コミュニティの維持や日常生活に必要な機能、サービスの確保が困難な集落が増えている。このような集落が増えることにより、その地域に住み続けることが困難となり、転出の加速に繋がる恐れがある。

②雇用対策の構造的な課題

- ・ 県内の高校等から県外の大学等へ進学・県外企業への就職が多い一方で、県外出身者が多くを占める県内大学生の県内企業への就職が少ないことから、若年者の県外流出が続いている。また、県内・県外を問わず、若年者が県内企業を知る機会が限られており、雇用のミスマッチや新卒者の就職後3年以内の離職が多い。これにより、有効求人倍率は全国を上回る高い水準が続いており、製造業、建設業、医療福祉、IT産業、観光産業など多くの分野で人材確保に苦

戦し、企業の競争力強化や経営革新を阻む大きな要因となっている。

- ・ 県内の企業は中小・小規模なものが多く、個社単独では、産業構造や経営環境の変化に対応した人材の確保・育成、熟練技能の継承などの取り組みに限界がある。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

島根県では、近年、年間で自然減が約4,000人弱、社会減が1,000人前後と、毎年5,000人程度の人口減少が続いている状況であるが、一方で、県の合計特殊出生率が全国的にも上位であることや、都市部では希薄化しつつある人と人とのつながりが残っている等さまざまな優位点もあることから、それらを活かし、若い世代を中心にU I ターン施策を推進することで、人口減少の改善に大きく貢献すると考える。

また、島根県では若年者の県外流出（転出超過）により、県内の中小企業では労働力不足が課題となっている。そのため、若年者に対する進学・就職時のUIターン施策を推進すると同時に、中高年齢者や女性など多様な人材の就業を促進し、誰もが働きやすい職場づくりを進めることで、人口減少の改善と労働力の確保を行う。

このような施策を進めることで、将来的に、進学や就職で県外に出た若者が子育てや社会貢献のためにUターンしたくなる環境を整えるとともに、高齢者が生涯現役で就業、地域活動に参加できる社会を創出することで老若男女問わず活躍できる社会を目指す。

さらに、そうした島根県の動きに惹かれる若者が現れ、島根に関心を示す、島根に積極的に関与する、そして最終的に移住に繋がるという好循環の実現を図る。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2019年度増加分 1年目	2020年度増加分 2年目
-------	----------------	------------------	------------------

年間UIターン者受入数（人）	4,027	4,127	4,227
新規高校卒業就職者の就職3年後の 定着率（%）	60.1	0.4	0.4

2021年度増加分 3年目	KPI増加分 の累計
4,327	12,681
0.4	1.2

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

しまねに定着、回帰・流入するひとの流れづくりプロジェクト

③ 事業の内容

島根に定着、回帰・流入するひとの流れづくりを加速させていくために、移住・定住及び雇用施策を一体的に進めていく。

第1 移住・定住

島根県では、平成4年に「ふるさと島根定住財団」を設置してから、財団を核として市町村との連携による移住・定住施策を構築し、全国に先駆けて様々な定住施策に取り組んできた。

さらに、平成28年度からは地方創生推進交付金（横展開タイプ）を活用し、

就業や住環境までのサポートを一貫して提供してきた。

こうした取組の結果、近年では年間4,000人を越える方がU I ターン者として移住しており一定の成果はあったと考えている。

一方で、将来に向けての移住・定住施策を検討するため、平成28年度には、移住希望者や既に移住した方などを対象に「U I ターン者等への意識調査」を実施し、あわせて、市町村や関係機関との意見交換も重ね、将来の移住・定住施策の課題等の把握に努めてきた。

その結果、

- ・ U I ターン者減少への懸念：就職環境の好転による影響でUターン傾向が
鈍化

- ・ 定着支援の必要性：移住後の定着意向が約50%に留まる。

地域との関係性が定着に密接に関係している。

- ・ 関係人口の重要性：移住を前提にしない地方との関わりを求める層が
大都市圏で潜在

- ・ 地域の担い手が不足：活動が活発な地域でも高齢化により後継者難

また、外国人労働者の増加による環境作りが課題

などの課題や方向性が見えてきたため、それに対応する以下の施策を展開する。

1. U I ターン者の特性に応じた支援

- (1) 移住検討者が移住後の生活がイメージしやすいように、移住総合情報サイトのコンテンツの質を向上

- (2) W e b 広告の活用により、移住総合情報サイトへの誘導を強化

- (3) 移住を検討する際の負担軽減を目的に各種割引を受けられる「移住者カード」を発行

- (4) 多様なメディアを利用した集中的な情報発信を実施

2. 定着率向上に向けた人材育成、定着支援

- (1) 市町村が定着支援体制を強化するための人材を配置

- (2) 地域に関心を持つ若者を掘り起こすための連続講座を開催
- (3) 移住者間、あるいは移住者と地域との関わり合いを強化するための支援

3. 関係人口のさらなる拡大

- (1) 関係人口の掘り起こしを、東京をはじめとした大都市圏で強化
- (2) 首都圏の大学で島根県を学ぶための講座を開設し、また、更に興味ある学生について、島根をフィールドとしたインターンシップを実施
- (3) 首都圏に潜在し、高いスキルを持ち、地域での活動を希望する人材を、県内の地域活動へと誘導（プロボノの推進）

これらの事業実施については、下記の役割分担で取り組む。

ア 市町村【受け入れの基礎自治体としての役割】

- ・移住者の受け入れにかかる支援
- ・住み続けられる環境の整備

イ 県【県全域の総合調整の役割】

- ・市町村ではできない、あるいは県が行う方が効率的である事業の開拓
- ・先進的、チャレンジングな取組
- ・市町村の体制支援

第2 雇用

- ・インターンシップや企業交流会等を通じて、高校生や大学生等に就職活動開始前から県内企業の情報提供・発信を行うと同時に、県内の高校・大学等や県外の就職支援協定校等と連携し、県内企業が求職者ニーズを踏まえた採用活動を実施できるよう支援する。
- ・働き方改革を推進し、いきいきと働き続けられる職場環境の整備を図ると同時に人材の「定着」を図り、そして内部人材の「活用・育成」を行い、

さらに外部からの人材「確保」を狙うため以下の事業を実施する。

1. 定着

若年者の職場への定着を図るため、高校生や大学生等の県内企業へのインターンシップを支援

2. 活用・育成

多様な人材の活躍を促進するため、企業における人材育成研修や働き方の見直しを支援

3. 確保

県内高卒者の県内就職及び県外進学者の県内就職を促進するための人材を配置

専門的な人材の採用を支援するプロフェッショナル人材戦略拠点を運営すると同時に、県内の中小企業を対象に専門人材を確保する際の人材紹介手数料を補助することによって、マッチングを強化し、県内への人材還流の拡大を図る。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

企業や地域の自らが人材確保や人材育成をする意識を向上させ、また関係人口を拡大することにより人材のネットワーク化を推進することにより、将来的には事業がなくなっても、それぞれ独自で事業を実施する体制をつくる。

【官民協働】

(公財) ふるさと島根定住財団・県・市町村、民間事業者が一体となった「オールしまね」での受け入れ体制の質の強化や、インターンシップの受入先企業等との連携により、「定住のプロセス」に応じたきめ細やかなサポートのさらなる充実

【地域間連携】

- ・市町村への定着支援のためのワン・ストップ・パーソンの配置
- ・市町村との連携した取組み（情報発信、相談対応、受入先調整等）による事業効果の向上
- ・同じ課題を抱えている中四国の各県との情報共有やイベント開催（中四国交流）

【政策間連携】

移住を検討するにあたっては、移住後の生活がイメージしやすいように、住まいや仕事のみならず、医療、子育て、教育といった生活関連情報の提供も必要となるため、それぞれの政策と連携しながら事業を実施

- ⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））
4－2の【数値目標】に同じ。

- ⑥ 評価の方法、時期及び体制

島根県

【検証方法】

外部有識者を含めた第三者委員会を設置し、事業終了後に個々の事業についてP D C Aサイクルによる検証を実施。

- ・事業内容、K P I の進捗状況等を説明
- ・委員からの意見聴取
- ・検証結果を予算に反映

【外部組織の参画者】

総合戦略策定時の「県内各界の意見を聴く会」と同じ構成委員

- ・産業

県農業協同組合、県森林組合連合会、J Fしまね、県商工会議所連合会、
県商工会連合会、県中小企業団体中央会

- ・行政

県市長会、県町村会

- ・大学

島根大学、県立大学

- ・金融機関

日本政策投資銀行、山陰合同銀行

- ・労働

日本労働組合総連合会島根県連合会

- ・言論

山陰中央テレビジョン放送、山陰中央新報社

- ・医療福祉

県医師会、県看護協会、県社会福祉協議会、県保育協議会

- ・女性

県連合婦人会、日本労働組合総連合会島根県連合会女性委員会、
J Aしまね女性組織協議会、県商工会女性部連合会

- ・住民

しまね子育て子育て支援ネットワーク、NPO法人てごねっと石見、
隠岐ジオパークツアーデスク

【検証結果の公表の方法】

第三者委員会は公開にて開催し、結果等を県HPにて公開。

島根県松江市

【検証方法】

総合戦略推進会議委員による検証

- ・ 事業内容、KPIの進捗状況等を説明
- ・ 委員からの意見聴取

【外部組織の参画者】

松江市総合戦略推進会議委員

- ・ 大学等

島根大学、県立大学、松江高専

- ・ 産業

松江商工会議所、県商工会連合会、県農業協同組合くにびき地区本部

- ・ 労働

連合島根松江隠岐地域協議会

- ・ 医療福祉

松江市医師会、県看護協会、松江市社会福祉協議会

- ・ 教育

松江市PTA連合会、松江市公民館長会

- ・ 住民

松江市町内会・自治会連合会、松江サークルコネクション、松江NPO

ネットワーク

- ・ 女性、青年団体

松江市連合婦人会、松江青年会議所

- ・ 金融機関

山陰合同銀行、日本政策投資銀行

- ・ 言論

山陰中央新報

【検証結果の公表の方法】

検証結果等をHPにて公開

島根県益田市

【検証方法】

検証のため、益田市総合戦略審議会を開催する。

この審議会に、各事業の担当課（担当者）を同席させ、事業の詳細な内容等について説明させ、検証を実施する。

【外部組織の参画者】

産：竹内 直実 産：森本 恭史 産：澄川 聡美 官：今西 昭男 学：藤原 眞砂 金：岩本 誠 労：石田 幸司 言：枝広 繁樹 有：山田 さくら 有：大森 あさみ

【検証結果の公表の方法】

益田市総合戦略審議会は公開にて開催し、検証結果は市のホームページに掲載する。

島根県大田市

【検証方法】

住民代表や各種団体等で構成する「大田市総合戦略等推進会議」において、各自治体において、総合戦略に位置づけられた事業の一環として、評価検証を行う。

【外部組織の参画者】

商工団体、農林水産関係団体、金融機関、高校、労働団体、青年団体、PTAの代表など

【検証結果の公表の方法】

市HP上で公表

島根県安来市

【検証方法】

外部有識者等で構成される安来市総合戦略推進会議を設置し、個々の事業について検証を実施。

事業内容、KPIの進捗状況等を説明し、委員から意見を聴取する。

【外部組織の参画者】

安来市総合戦略推進会議

・産業

島根県農業協同組合やすぎ地区本部、安来商工会議所、日立金属（株）

安来工場、安来市商工会、安来市観光協会

・学識経験者

島根大学・土業

・金融機関

日本政策金融公庫松江支店

・労働

安来市労働組合協議会、松江公共職業安定所安来出張所

・言論

山陰中央新報社

・医療福祉

安来市医師会、安来市社会福祉協議会

・女性

安来市PTA連合会母親委員会

・住民

安来青年会議所、安来市子ども・子育て推進会議、安来市自治会代表者協議会、やすぎボランティア団体ネットワーク、安来市交流センター連絡協議会、住民代表

【検証結果の公表の方法】

結果等を安来市HPにて公開。

島根県雲南市

【検証方法】

市内推進体制において事業評価を行うとともに、外部有識者（地域づくり、産業、福祉、教育、報道、金融機関等）で構成する第三者委員会（雲南市総合計画推進委員会：H27.4.1 条例施行）により検証・見直しを実施する。

【外部組織の参画者】

市民代表（雲南市地域自主組織連絡協議会）／学識経験者（島根大学）／産業（雲南市商工会）／教育（雲南市校長協議会）／福祉（雲南市社会福祉協議会）／金融（山陰合同銀行）／労働（連合島根）／報道（山陰中央新報社）／市長が適当と認める者（第2次雲南市総合計画策定委員）

【検証結果の公表の方法】

雲南市ホームページへの掲載

島根県奥出雲町

【検証方法】

市内推進体制において、事業評価を行うとともに、町民代表や各種団体等で構成する外部評価委員会において、評価検証を行う。

【外部組織の参画者】

商工団体、金融機関、教育、労働団体、住民代表、U I ターン・子育て世代代表、町内企業代表、島根県中山間地域研究センター

【検証結果の公表の方法】

町ホームページに掲載する。

島根県美郷町

【検証方法】

有識者・学識経験者からなる委員により審議

【外部組織の参画者】

総合計画・行財政改革審議会

【検証結果の公表の方法】

広報・町HP

島根県吉賀町

【検証方法】

吉賀町総合戦略推進委員会において、各実施事業の実施状況・実績を報告し、重要業績評価目標（K P I）の達成度合と今後の方向性について検証する。

【外部組織の参画者】

・産業界

ヨシワ工業（株）、六日市病院、佐々木建設（有）、商工会、農家、建築推進協議会、観光協会、社会福祉協議会、農業委員会

- ・学校

教育委員会、母子保健推進員、大学準教授

- ・金融界

山陰合同銀行、西中国信用金庫、島根県農協、郵便局

- ・労働組合

地区労

- ・メディア

山陰中央新報社

【検証結果の公表の方法】

町ホームページ等に掲載する。

島根県海士町

【検証方法】

平成 27 年 10 月に策定した「海士町創生総合戦略・人口ビジョン」に掲げる各施策及び重要業績評価目標（K P I）の実施・達成状況について調査分析し、P D C Aによる事業の改善や柔軟な見直しについて提言する会議を設置。本事業も含めて検証を実施。

【外部組織の参画者】

上記会議を官民共同で設置し、農業・漁業、観光、福祉等の関係者を交えて組織。外部から有識者（大学関係者）を招くとともに、データ分析や自立性の検証、広報による波及効果の議論を行う際に、必要に応じて地元金融機関・メディア関係者等の参画を要請。

【検証結果の公表の方法】

町ホームページ等で公表。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】
総事業費 934,269千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2022年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) ふるさと島根定住推進事業（定住支援員の配置）

ア 事業概要

県内全19市町村に、移住・定住情報の発信から定着後のフォローアップまでを受け持つ「ワン・ストップ・パーソン」として「定住支援員」の設置を支援し、県、市町村、ふるさと島根定住財団、関係機関と連携した移住・定住施策を推進する。

また、定住支援員に対しては、スキルアップのための合同研修等を行い、全県での受入体制を確保する。

イ 事業実施主体

島根県

ウ 事業実施期間

2019年4月1日から2022年3月31日まで

(2) 地域づくり総合支援事業

ア 事業概要

地域課題の解決や活性化・魅力化に向けて県内団体等が行う地域づくり活動をアドバイザー派遣やセミナー開催、助成制度等で支援

イ 事業実施主体

島根県

ウ 事業実施期間

2019年4月1日から2022年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2022年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥に掲げる【検証結果の公表の方法】に同じ。